**令和７年度 鹿児島県教育旅行受入対策協議会**

**教育旅行現地視察支援事業　実施要綱**

１　目　的

この事業は、令和８年度以降に鹿児島県内での教育旅行を検討している教育組織団体（校長会、教頭会、教育委員会、ＰＴＡ等教育旅行誘致に寄与すると考えられる組織及び教職員で構成される任意団体を含む。）および教育旅行を取り扱う旅行会社が、鹿児島県内の観光素材や観光施設、宿泊施設等の視察を行う際、鹿児島県教育旅行受入対策協議会（以下「協議会」という）が助成金を交付することにより、鹿児島県への教育旅行の誘致を促進するものである。

２　助成要件

　　次の要件の全てに該当するものを助成対象とする。

1. 鹿児島県内の宿泊施設に１泊以上宿泊すること。
2. 行程に協議会会員施設、団体の視察を２つ以上含めること。
3. 実施が令和７年４月１日から令和８年１月３１日までの間（いずれも宿泊日基準）であること。
4. 教育組織団体もしくは教育旅行を取り扱う旅行会社が申請者となる視察であること。

　　　　＊個人からの申請や、個人口座への送金は対象外とする。

1. 鹿児島県外（国内）からの視察であること。
2. すでに鹿児島県での実施が決定している教育旅行の下見は対象外とする。

３　助成額及び助成限度額

(1) 助成額は、一人当たり２０，０００円とし、一団体につき１０万円を助成限度額とする。

　　ただし、助成額予算に達し次第、締め切ることとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成額 | ２０，０００円／人 |
| 上限限度額 | １００，０００円／団体 |

４　事務取扱手順

(1) 申　請

　申請者は、助成申請書（様式１）の原本および必要書類を視察実施１４日前までに協議会に到着するよう提出するものとする。

**※会社印や団体印（個人印での申請不可）を押印のうえ、原本を送付すること。**

(2) 助成決定

　協議会は、申請内容を審査のうえ、助成の可否の決定を行い、その旨を申請者に通知（様式２）する。

(3) 終了報告および請求書

　申請者は、終了報告書（様式３）および請求書（様式４）を視察終了日から３０日以内に協議会に到着するよう提出する。

**※会社印や団体印（個人印での報告・請求不可）を押印のうえ、原本を送付すること。**

(4) 助成金の確定および支払

　協議会は終了報告の内容を審査し、適正と認められる場合は、助成金の確定通知（様式５）を行う。また、協議会は請求書（様式４）の受理後３０日以内に指定の口座に振り込みを行う。

５　助成の条件及び特記事項

(1) 終了報告は必ず視察終了日から３０日以内に協議会に提出しなければならない。

(2) 申請者は、申請時点における事業計画の趣旨、内容等を変更する場合は、速やかに協議会へ連

絡、協議するものとする。

(3) 前項(2)の変更連絡を故意に怠った場合、又は虚偽の報告を行った場合は、助成金の減額又は助

成決定の取消を行うことがある。

(4) 助成決定を受けた視察が、本県の自治体や団体から同種の助成を受けている視察である場合は、

速やかに申請の取下げを行うものとする。

(5) この要綱に定めのない事項については、申請者と協議会が協議して定めるものとする。